

第 1 回堺市小中学校の規模及び配置の在り方検討懇話会議事録

開催日 令和 7 年 7 月 3 日（木）

場 所 堺市役所 大会議室 第 2 会議室

出席者 泉谷章仁構成員、今西幸蔵構成員、氣谷昌美構成員、田中真秀構成員

傍聴者 2 人

案 件 小中学校の規模及び配置の在り方について

開会 午前 9 時 30 分

（事務局）

本日はお忙しい中、第 1 回堺市小中学校の規模及び配置の在り方検討懇話会にお集まりいただきありがとうございます。座長選出まで議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いします。

本懇話会は、本市の教育環境の充実に資する小中学校の規模及び配置の在り方について、有識者、市民の皆様からご意見をいただくために設置したものです。本懇話会は、堺市小中学校の規模及び配置の在り方検討懇話会開催要綱に基づき、公開としています。また、会議終了後、会議録を作成の上、公表する予定です。

それでは、本懇話会の構成員の方々を紹介します。

大阪体育大学 教授 泉谷 章仁 様

高野山大学非常勤講師・清風情報工科学院参与 今西 幸蔵 様

堺市 PTA 協議会 理事 氣谷 昌美 様

大阪教育大学 大学院連合教職実践研究科 高度教職開発専攻 准教授 田中 真秀 様

以上、4 名が本懇話会の構成員です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、開会にあたり、峯学校管理部長より一言ご挨拶を申し上げます。

（峯学校管理部長挨拶）

（事務局）

それでは、本懇話会の座長の選出に移りたいと思います。座長の選出につきましては、要綱の規定により互選としています。それでは、座長の選出をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（今西構成員）

堺市の中学校の教員や教育委員会の経験のある泉谷先生にお願いしたいと思います。

（構成員一同）

異議なし

（事務局）

それでは、泉谷様に座長をお願いしたいと思います。

(泉谷構成員が座長席に移動)

(泉谷座長)

ただいま、座長に選ばれました、大阪体育大学の泉谷です。本懇話会では、堺市の小中学校の規模及び配置について、堺市の現状を踏まえながら、幅広く意見交換できればと思います。ご協力よろしくお願いします。

それでは議事に移る前に、要綱の規定により、「座長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を行う」とされているため、副座長を指名したいと思います。今西先生にお願いしたいと思います。

(今西構成員)

承知しました。

(泉谷座長)

では最初に、本懇話会の趣旨や位置付けについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 3 の要綱をご覧ください。本懇話会の目的ですが、本市では、小中一貫教育グランドデザインをもとに、教育活動・カリキュラムレベルでの小中一貫教育の充実を図っています。また、児童生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進行する一方で、児童生徒数が増加している学校も見られ、学校間での児童生徒数に差が生じています。このような状況を踏まえ、児童生徒にとってより良い教育環境の充実に資する学校の規模及び配置等について、広く意見を聴取することを目的としております。

意見聴取の項目としては、学校の規模及び配置等に関する事項と、小中一貫教育その他児童生徒の教育環境の充実に関する事項としています。本市としては、こどもの教育環境の充実のために、どのような方向性をもって学校規模及び配置を検討していくべきか、大きな方向性に関してご意見を賜ることができればと考えています。

また、この懇話会においていただいたご意見を次期教育プランに盛り込むことなど、本市の取組に活かしていきたいと考えています。

懇話会の位置付けについての説明は以上です。

(泉谷座長)

懇話会の位置付けについて説明がありました。ただいまの説明に関して、ご意見・ご質問はありますか。

(構成員一同)

意見・質問等なし

(泉谷座長)

それでは案件に進みます。案件「小中学校の規模及び配置の在り方について」です。本日の案件は 1 つとな

っています。資料ごとに、資料に関する質疑の時間は確保します。なお、意見交換については、資料 4 から 6 までの全ての説明を終えた後に行いたいと考えます。

それでは資料 4「児童生徒数・通常学級数・学校規模の現状」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料 4「児童生徒数・通常学級数・学校規模の現状」についてご説明します。

資料 4 の 1 ページをご覧ください。本市の人口推移になります。2020 年までは国勢調査の人口、2025 年以降は政策企画部の将来推計になります。本市は、2010 年の 84.2 万人から減少傾向が続いています。また、0～14 歳の年少人口も 2010 年の 11.8 万人から減少傾向にあり、今後も少子化により減少していくものと見込まれています。なお、2025 年 4 月末時点住民基本台帳では、0～14 歳の年少人口は 9 万 3,339 人となっており、10 年前の 2015 年から約 2 万人減少しています。

2 ページをご覧ください。堺市の小学校・中学校の状況についてです。令和 7 年 5 月 1 日現在、小学校については、校数は 92 校、児童数は 3 万 7,990 人、通常学級数は 1,296 学級になっています。また、中学校については、校数は 43 校、生徒数は 1 万 9,350 人、通常学級数は 550 学級になっています。区ごとの状況は表のとおりですが、学校数では南区が最も多くなっており、児童生徒数及び通常学級数は北区が最も多くなっています。詳細は表をご参照ください。

3 ページをご覧ください。平成 27 年度以降の小学校における児童数の推移をお示ししています。令和 7 年度は、平成 27 年度の 4 万 5,806 人から約 17%、約 7,800 人減少しており、児童数の減少が続いています。特に、令和 6 年度、令和 7 年度は、対前年度比で千人超の減少となっており、減少数が多くなっています。

4 ページをご覧ください。平成 27 年度以降の中学校における生徒数の推移をお示ししています。令和 7 年度は、平成 27 年度の 2 万 2,180 人から約 12.7%、約 2,800 人減少しており、小学校と同様、生徒数の減少傾向が続いています。

5 ページをご覧ください。平成 27 年度以降の小学校の通常学級数の推移をお示ししています。令和 7 年度は、平成 27 年度の 1,449 クラスから約 10%、約 150 クラスの減少となっており、児童数の減少に伴い学級数も減少しています。

6 ページをご覧ください。平成 27 年度以降の中学校の通常学級数の推移をお示ししています。令和 7 年度は、平成 27 年度の 601 クラスから約 8.7%、約 50 クラスの減少となっており、生徒数の減少に伴いクラス数も減少しています。

7 ページをご覧ください。通常学級数で区分して、学校の規模をお示ししています。資料 6 の説明の際に詳細をお示しますが、学校教育法施行規則等において、小学校及び中学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準としています。令和 7 年度の状況ですが、左の小学校の欄をご覧ください。小学校では、6 クラス以下が 14 校、7 クラス以上 11 クラス以下が 19 校、12 クラス以上 18 クラス以下が 40 校、19 クラス以上が 19 校となっています。右の中学校の欄をご覧ください。中学校では、6 クラス以下が 4 校、7 クラス以上 11 クラス以下が 16 校、12 クラス以上 18 クラス以下が 16 校、19 クラス以上が 7 校となっています。現状では、小学校では、法令で標準とされている学級数の規模を下回る学校数は 33 校、約 36%となっています。反対に、標準を上回る学校数は 19 校、約 21%となっています。中学校では、法令で標準とされている学級数の規模を下回る学校数は 20 校、約 47%となっています。反対に、標準を上回る学校数は 7 校、約 16%となっています。

8 ページをご覧ください。学校規模の推移ですが、標準の学級数を下回る学校について、平成 27 年度からの推移をお示ししています。小学校の小規模校については、平成 27 年度の 22 校から令和 7 年度の 33 校に増加しており、内訳としては、薄い色の 6 クラス以下の学校数が 5 校増、濃い色の 7 クラス以上 11 クラス以下の学校数が 6 校増となっています。

9 ページをご覧ください。中学校の小規模校について、平成 27 年度からの推移をお示ししています。平成 27 年度の 11 校から令和 7 年度の 20 校に増加しており、内訳としては、薄い色の 6 クラス以下の学校数が 1 校増、濃い色の 7 クラス以上 11 クラス以下の学校数が 8 校増となっています。

10 ページをご覧ください。学校規模の推移ですが、小学校の 19 クラス以上の学校について、平成 27 年度からの推移をお示ししています。小学校の大規模校については、平成 27 年度の 26 校から令和 7 年度の 19 校に減少しています。なお、19 クラス以上の小学校のうち最大規模の学校は、33 クラスになります。

11 ページをご覧ください。中学校の 19 クラス以上の学校について、平成 27 年度からの推移をお示しています。中学校の大規模校については、平成 27 年度の 10 校から令和 7 年の 7 校に減少しています。19 クラス以上の中学校のうち最大規模の学校は、25 クラスになります。小中学校とも、地域によって規模の格差が大きい現状となっています。

12 ページをご覧ください。学校配置の現状として、中学校区に含まれる小学校数をお示ししています。1 中学校区内の小学校数の状況として、1 小学校が 4 校区、2 小学校が 26 校区、3 小学校が 11 校区、4 小学校が 2 校区となっています。中学校区内に 2 小学校となっている校区が最多であり、約 61%となっています。1 中学校区内 1 小学校の中学校は 4 校ありますが、そのうち 2 校が施設一体型小中一貫校となっています。また、それ以外の 2 校は、小学校の児童が全員同一の中学校に通学しています。1 中学校区内 4 小学校の中学校は 2 校ありますが、いずれの中学校区内も、4 小学校のうち 3 小学校は、住所によって通学する中学校が異なるものです。同じ小学校でも、住所地によって進学する中学校が分かれる場合がありますので、合計欄の小学校数は 92 校以上になっています。

13 ページをご覧ください。ここからは、文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引で紹介されています、小規模校のメリット、学級数が少なることにより生じ得るデメリット、各学年で複数の学級を編成できる場合の利点、大規模校に生じる可能性がある課題を説明します。まず、小規模校のメリットとして、少人数を活かした指導の充実面では、①の一人一人の学習状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすいこと、③の一人一人がリーダーを務める機会が多くなること、⑤の運動場や体育館などが余裕をもって使えること、⑨の児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができることなどがあります。

14 ページをご覧ください。学級数が少なることにより生じ得るデメリットですが、①のクラス替えが全部又は一部の学年でできないこと、②のクラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないこと、④のクラブ活動や部活動の種類が限定されること、⑧の体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じること、⑫の生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受けることなどがあります。

15 ページをご覧ください。各学年で複数の学級を編成できる場合の利点ですが、①の児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができること、②の児童生徒を多様な意見に触れさせることができること、④のクラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができること、⑤の学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができることなどがあります。

16 ページをご覧ください。大規模校に生じる可能性がある課題ですが、①の一人一人が活躍する場や機会

が少なくなる場合があること、②の異学年交流の機会が設定しにくくなる場合があること、③の同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど児童生徒間の人間関係が希薄化する場合があること、④の児童生徒一人一人の個性や行動を把握しきめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合があること、⑤の児童生徒一人当たりの校舎面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合があることなどがあります。文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引は、参考資料として配付していますのでご参照ください。

児童生徒数・通常学級数・学校規模の現状についての説明は以上です。

（泉谷座長）

堺市の児童生徒数・通常学級数・学校規模の現状について説明がありました。ただいまの説明に関して、質問はありますか。

（今西構成員）

小・中ともに 24 学級を超えている学校を教えてください。国の手引きでは、標準学級としては 18 です、それを超えている学校はあるのかということですが、いかがでしょうか。

（事務局）

小学校で、25 学級以上の学校数は 8 校です。31 学級以上の学校は 1 校あります。

（今西構成員）

多いですね。びっくりしました。

（泉谷座長）

他にありますか。

（構成員一同）

意見・質問等なし

（泉谷座長）

それでは次の資料に進みます。資料 5「本市の教育環境の充実にに向けた取組」について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは、本市の教育環境の充実にに向けた取組についてご説明します。

資料 5 の 1 ページをご覧ください。「第 3 期未来をつくる堺教育プラン」は、教育基本法に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、本市の教育の充実にに向けた基本的な方向性を示すものとして策定しています。第 3 期の対象期間は、令和 3 年度から令和 7 年度の期間となっています。教育プランは、教育基本法第 17 条第 1 項に基づき、国が定める教育振興基本計画を参酌し、市の基本計画などの関連計

画との整合も図りながら策定されているものです。

2 ページから 3 ページをご覧ください。プラン推進の基本的視点として「縦につながる教育」の推進と「横にひろがる教育」の推進を掲げています。「縦につながる教育」は、幼児期から小学校・中学校へのつながりや生涯にわたる学びの機会を確保することを重視する考え方になります。こどもの発達段階に応じた組織的・体系的な一貫した教育の推進を掲げ、義務教育期においては、中学校区での義務教育 9 年間の一貫した学習指導・生徒指導の確立に取り組むとしています。「横にひろがる教育」は、学校・家庭・地域が協力して、こどもたちの学びや成長を支えることを重視する考え方になります。

4 ページをご覧ください。基本施策の 1 つとして、つながる教育の推進に取り組むとしています。取組として「全中学校区における小中一貫教育の充実」を掲げており、具体的には、義務教育 9 年間で身につける力や各発達段階の目標と基軸となる取組をまとめた「小中一貫教育グランドデザイン」をもとに、9 年間のめざす子ども像の実現に向けたカリキュラム・マネジメントや校内組織体制の充実、学校力向上プランによる評価改善など、小中共通の目標を設定し目標達成や生徒指導の確立に努めるとしています。第 3 期教育プランの期間以前も含めて、堺市の小中一貫教育の経過を示しています。施設一体型の小中一貫校として、平成 24 年度にさつき野学園、平成 25 年度に大泉学園を開校しています。令和元年度からは、全中学校区で小中一貫教育グランドデザインを作成し、小中学校の全教職員がグランドデザインを共有しています。また、目標の設定と検証改善サイクルの構築、小中一貫教育を推進する組織づくり、中学校区でめざすこども像の育成に取り組んでいます。令和 5 年度、6 年度においては、つながる教育を持続するための学校運営マネジメントとして、中学校区の中の小学校と中学校を 1 つのチームとして「学校群」の取組をモデル実施しております。学校群の取組は、こどもの視点では多くの人と関われる機会があったり、中学校に対する不安が和らいだりなどの効果を見込んでいます。また、学校としては、小学校と中学校 9 年間を見通した「つながる教育」が実践でき、小学校と小学校の連携が進み、授業改善などができるといった効果を見込んでいます。令和 7 年度からは、全中学校区で学校群の取組を始めています。学校群の仕組みの定着を図り、浸透させ、将来的にはチームで取り組むことが自然なことになるよう、今後 5 年程度の中期的展望をもって進めることとしています。学校群に関しては、参考資料を配付していますので、ご参照ください。

5 ページをご覧ください。基本施策の 1 つとして、教育環境の整備に取り組むとしています。学校規模に起因する様々な教育課題を解消するため、学校規模の適正化に取り組むとしています。支援学級を除き、学校規模として 11 学級以下の小学校については、児童数の推移などを勘案しながら、全ての学年でクラス替えが可能となるよう、学校の再編等の手法を取り入れ、学校規模の適正化を図るとしています。これまでの小学校の再編整備の取組については、平成 17 年度に晴美台小学校と晴美台東小学校をはるみ小学校に、平成 19 年度に湊小学校と湊西小学校を新湊小学校に、平成 25 年度に高倉台小学校と高倉台西小学校を泉北高倉小学校に、平成 30 年度に原山台小学校と原山台東小学校を原山ひかり小学校に、これまで 8 校を 4 校に再編しています。平成 30 年度の原山ひかり小学校の再編後は、再編がされていない状況です。

本市の教育環境の充実に向けた取組についての説明は以上です。

(泉谷座長)

堺市の「教育環境の充実に向けた取組み」について説明がありました。ただいまの説明に関して、質問はありますか。

(今西構成員)

特認校はありますか。

(事務局)

ありません。

(今西構成員)

ないのですか。わかりました。

(泉谷座長)

他にありますか。

(構成員一同)

意見・質問等なし

(泉谷座長)

それでは資料 6「適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）及び本市の再編整備の選定基準」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）及び本市の適正規模や再編整備の選定基準についてご説明します。

資料 6 の 1 ページをご覧ください。学校規模については、学校教育法施行規則第 41 条において「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする」とされており、中学校も準用されています。また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条では、小学校及び中学校の適正な学校規模の条件として、学級数がおおむね 12 学級から 18 学級まで、通学距離が小学校ではおおむね 4 キロメートル以内、中学校ではおおむね 6 キロメートル以内であることとされています。

2 ページをご覧ください。平成 27 年 1 月 27 日付け文部科学省作成の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の抜粋になりますが、ポイントを抽出して説明します。

まず「1 基本的な考え方と手引の位置付け」ですが「学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの」とされています。「2 学校規模の適正化」では「学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理」とされています。また、先ほどの資料 4 で引用させていただいているとおり「学級数が少なくなるにより生じ得るデメリット」などが示されています。

3 ページをご覧ください。「4 学校統合を行う場合の留意事項」では、留意すべき点に関する基本的な事柄として「学校統合の適否に関する合意形成」、「魅力ある学校づくり」、「統合により生じる課題への対応」などが工夫例とともに示されています。

4 ページをご覧ください。「5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策」では「小規模校の良さを活かす

方策」や「小規模校の課題を緩和する方策」として工夫例が示されています。

5 ページから 6 ページをご覧ください。本市の小規模校の活性化に対する基本方針として、平成 14 年度に「堺市小規模校基本方針」を策定しています。5 ページの下 3 行になりますが「同学年の人数が少なすぎると、学校の大きなねらいである集団の持つ教育機能は十分に発揮しにくく、教育方法の創意工夫による活性化には限界があると考えられる。このため、次の選定基準に該当する過小規模の学校については、再編整備に取り組むものとする。」としています。再編整備の選定基準ですが、(1)の「学校規模が養護学級を除く通常の学級数で 6 学級以下である。」、(2)の「今後も児童生徒数の増加が見込みにくい。」、(4)の「小学校の再編整備にあたっては、同一中学校区内とする。」、(5)の「再編後も原則として 1 中学校区 2 小学校を維持する。」、(6)の「再編後の学校規模が 24 学級を超えない。」などの 8 項目が示されています。また、(1)の基準に関しては、平成 23 年度からの「未来をつくる堺教育プラン」において「支援学級を除く 11 学級以下の小学校を対象」としており、第 2 期・第 3 期の教育プランでも継承しています。

適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）及び本市の再編整備の選定基準についての説明は以上です。

（泉谷座長）

「適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）及び本市の再編整備の選定基準」について、説明がありました。ただいまの説明に関して、質問はありますか。

（構成員一同）

意見・質問等なし

（泉谷座長）

それでは、今までの資料を踏まえ、構成員の皆様から幅広く意見をいただければと思います。

（氣谷構成員）

私のこどもが通っている小学校は大規模校になります。24 学級以上の学校の一つとなります。小学校の中にはにぎやかで、どこをとっても楽しいですが、廊下が危ない、運動場が危ないとか、場所の確保の問題は常に起きています。休み時間にはこの学級しか遊ばせないとか、そういうところは小規模校とは違うところと思います。PTA からは、運動不足や思いっきり走っていないのではないかという話は出ています。先生方も、体を動かすことを教室でもやってみるとか、色々な配慮をしてくれています。良いところの一つとして、クラス同士が切磋琢磨するクラスマッチ等の取組は、すごく盛り上がりがあります。スポーツにおいてもそうですが、給食の残量を比べてどのクラスが 1 位かなど、先生方がうまく使ってくれていると思います。比べることができない学校は、そういうこともできないと思います。デメリットの一つとして挙げられている、上下関係や友達の幅が狭くなるという心配も、学校では縦割り授業等学年を超えた活動に取り組んでおり、顔見知りはずっと増えていると感じています。デメリットばかりではないと思っています。

（田中構成員）

学校の規模及び配置の在り方を根本的に考えたときに、複数の見方ができると思います。物理面では、（こ

どもの数が増えることにより）校舎内の場所が確保できるか、運動場はみんなで使えるかという規模の問題。教育条件では、教材や教具が4人で一つとかならないかという点があると思います。一方で、少人数であるから話せる経験や、大人数であるから切磋琢磨できる経験もあるので、その点をどのように考えるのかということと思います。他には、地域が一つのポイントとなっていて、学校・家庭・地域と連携していく中で、統合・再編がうまくいくケースもあれば、地域の事情によって難しいこともあります。私としては、堺市として柔軟な取組ができるよう、考えを整理していく必要があると思います。また、こどもや地域の環境や状況に合わせて、学校ごとの特色を考えていかなければならないと思います。一方、あまりにも教育条件や規模が（自治体内で）違いすぎると、そこで行われる教育の効果的なものにあまりにも差ができ、公平性の観点から外れてしまうため、そのバランスをいかに考えるか。こどもたちの状況、物理的な面、教育環境等を総合して考える必要があると思います。その中で気になるのが、資料6の6ページに挙げられていた、堺市小規模校基本方針であり、これは（現在の状況と照らし合わせて）発展的に解消していく内容だと思います。小学校の再編としては、原則として1中学校2小学校を維持できていなかったり、学校規模が24学級を超えないとありますが、今ある大規模校でもうまくいっているケースもあります。その状況に合わせて一つ一つ検討していく必要性があると思います。もう少し柔軟に考えて、堺市全体として見る一方、個別の校区や地域の特徴などを加味するなど、物理面・教育面・文化面を統合して検討していくことが大切だと思います。

（今西構成員）

私は堺市の過大規模校に勤めていました。色々な問題があり大変でしたが、それよりも京都の大学に勤務していた時に訪れた小規模校の方が遥かに深刻でした。大規模校が良いというわけではないですが、遥かに教育的効果が高い。少なれば教員の注意が行き届くと言われていますが、一定の生徒数がいればあまり問題はないと思います。また、国では縦の流れが重要視されています。中学校には小学校と密接な関係を持たせるというのが国の流れ。国の大きな流れの中で見逃せないのがコミュニティスクールの問題です。地域の活動がどうなのかという問題があります。地域活動には全国的に見て濃淡があるためうまくいかないものです。ですから、できるだけ大きな括りの中でやっていく、その中で地域性を作っていくものだと思います。過去にあったものも大事ですが、それを発展させて新たに作っていくことが必要です。堺市はいち早く学校群をやっていますね。よく頑張っていると思います。新たに作ることをしなければ、きめ細かな教育行政はできないと思います。それから、小規模校基本方針。これが策定されたのは平成14年です。これは変えないといけませんよ。今の状況に合わせた小規模校基本方針を設けて、それから議論していくべきだと思います。この基本方針を基に議論するのは違うかなと思います。私は3つの自治体で、このような審議会の仕事をしました。保護者としては自分のこども中心で物事を見ますよね。保護者の立場から見れば、こどもの教育環境の充実を願っているものです。亀岡市でこのような仕事をしたときには、保護者の方々から、小規模校のためチーム活動もできないということは困るという強烈なアピールがありました。多様性ということで、色々なこどもたちが交流をすることが大事です。特にこれからオンライン教育が進みます。オンライン教育であれば、個に閉じこもっていく可能性があります。オンライン教育は大事ですが、一方で、ひろがる、つながることは大事なことであり、そのような発想でこのような問題を考えなければいけないと思います。

（田中構成員）

私は、学校群に可能性があると思います。小学校や中学校の学級規模・配置の適性化を見ていかなければならない中で、統合・再編の話も出てくると思います。一方で、学校群では小中連携や小中連携が組織として

できていくことが重要と思います。その中で、地域のつながりというものができるから再編ができるというケースもあれば、この地域は難しいというケースも出てくると思います。政令指定都市であれば色々な地域があるため、そこに柔軟に対応できると思います。同じ学校群の小中が、適正な学級編成にはならないとしても、手がかりにはなるかと思っています。コミュニティスクールについてですが、大阪と地方は状況が違っており、地域発信で作っていかねば学校がなくなってしまうことがあります。堺市では、人が集まる地域と減っている地域が混在しているため、一気にこれで再編を行うという方針は難しい部分があると思います。方向性としては、教育委員会として何をしなければならぬかを整理しつつ、各学校単位では柔軟に、状況に合わせて再編できるというのが良いかと思っています。堺市では、学校配置をオール堺で決めているため、その良さがある反面、柔軟性がなければ同じ土台でしか話ができません。その部分について整理をしつつ、状況に合わせるということが、最後は子どもたちのためになる。子どもたちの状況に合わせて再編を進めていくことが必要と思います。

（氣谷構成員）

大規模校と小規模校では、学校群の取組をどう使うか。大規模校は移動に要する時間が小規模校と大きく違うため負担がかかります。少人数の強みである動きやすさをうまく使って学校群を運用してほしいと思います。大規模校の一つの案として、コミュニティに入りにくい子どもたちが、学校群のどこかに自分の居場所があるという、受入態勢をうまく使うという方法もあると思います。遠い場所や行ったことのない場所に行っても良いという受入態勢ができればみんなに優しいと思います。

（泉谷座長）

私が小中一貫校に勤務していたとき、小中一貫教育として全国的に展開されていました。初期に懸念されていたことが練られていき、小規模校が小中一貫校や義務教育学校になりました。堺市にも 2 校ありますが、状況によってそういう形も必要かと思っています。先日、愛媛県の西予市に行きましたが、広い地域のため、山の上の学校などは他の地域に通うのも無理というところでした。一方、堺市は大なり小なり都心部ということもあり、西予市のような地域はないため、やむを得ない小規模校はあるとしても、柔軟に対応していかないといけないと思います。地域の状況等を見ながら、また、保護者の要望も踏まえながら、再編を考えていかないといけないと思います。

（今西構成員）

堺市には遠いところがない、交通の便が良いことがメリットです。西予市は街が広く南北が遠いため、スクールバスの話が出てきます。京丹波町でこのような仕事をした時も、スクールバスの要望が出ました。その点、堺市はそうする必要がない。自転車の指導ができれば、スクールバスを必要としないことは良いと思います。西予市の場合は、社会教育が熱心でありコミュニティスクールがしっかりしているため、現状の学校規模・配置でも成り立っていると思います。小中一貫校の生徒数が増えすぎるといった問題が発生したときは、施設分離をすればよく、例えば学年を分けるとかで問題は解消されます。子どもたちにとって、一定の活動面積を考えれば、計算上すぐにできると思います。富田林市、和泉市の一貫校について意見を聞きに行きましたが、マイナス面や不満等の問題なくうまくやっていると聞きました。長野県信濃町の取組が参考になります。

（田中構成員）

学校によりますが、小中一貫校の小学校と中学校教員間の連携が難しいケースがあります。規模的に職員が職員室に入りきらないため職員室を分けると、義務教育学校にもかかわらず職員が一貫していないと感じました。そういった課題はありますが、そこは教職員の連携になると思います。スクールバスについて山梨まで調査に行きましたが、帰りの時間を揃えないといけないため、こどもたちの部活動を保証できないという課題はあります。国の基準にはありますが、大人の4キロとこどもの4キロは違うため、そういった点は考えないといけないと思います。あとは安全面として、学校が近いといえども大きい幹線道路を通るとなると、そこは考えていかないといけない課題だと思います。

(今西構成員)

幹線道路は押さえていかないといけない問題点だと思います。

(泉谷座長)

再編によるスクールバスでこどもの体力が落ちたという話もあります。南区の学校で、路線バスで通っているこどももいます。交通手段も踏まえながら柔軟に、道路など施設面の安全性も考えなければならないと思います。こどもたちの育ちを大事にしていくなかで、親の願いや文部科学省の基準も踏まえながら、適正化の優先度合いも整理してもらえたらと思います。

(今西構成員)

一番大事なのはこどもたちが豊かに育つことであり、それに焦点を当てながら考えなければならないと思います。これからの社会を考えると、オンライン教育がもっと入ってくる。その中でこどもたちが育つということを前提に考えないといけない。今の段階だけでは判断できない。行政では2030年が一つの目処です。その時にこどもたちがどうなのかということをしっかりと見据えながらこの議論を進めていってほしいという要望です。

(泉谷座長)

この場で簡単に続くような方向性を出すことは難しいため、柔軟に進めながら、何年か過ぎたら再度考えなければいけない問題だと思います。とりあえず、見えている範囲では考えなければいけない問題だと思います。

(田中構成員)

令和の日本型学校教育の答申で、個別最適な学びと協働的な学びと言われていて、個別最適な学びの方に着目されがちですが、学校としては協働的な学びがあることに、特に小中学校に関しては、多様な人と関わることにより、社会を生き抜く力や、人と関わることを知ることができると思います。社会を生き抜く、これからの未来を作っていくこどもたちが、色々な他者と関われる一定の規模の学校や、学校群というものに可能性を感じているところです。そこで、学校を取り巻く保護者・地域と連携しながら、大人がこどもと一緒に育っていくことを考えていただくことが良いと思っています。

(泉谷座長)

他にありませんでしょうか。

(構成員一同)

意見等なし

(泉谷座長)

色々と意見をいただきましたが、本日の意見交換はいったんここで区切りとさせていただきたいと思います。第 2 回においても、各構成員の皆様からご意見をいただければと思います。それでは、今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第 2 回懇話会は、7 月下旬頃から 8 月上旬頃の開催を予定しています。次回は、今回の議論を踏まえ、資料を事前に提示させていただきます。それらを基に小中学校の規模及び配置について意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

閉会 午前 11 時頃